



自然環境とその保全

世界的にも注目されている沖縄の特異な動植物たち。しかし、多くの動植物が絶滅の危機にあります。沖縄の自然の現状を知り、すばらしい自然を残すために私たちができることを考えてみよう。

1. 「生きものたちの SOS」を見て、次の文章の（ ）内に適する語句を語群から選びましょう。

今、ヤンバルの森はどんどん減ってきています。森の中につくられた道路で動植物が（ ）事故にあったり、人間が捨てたイヌやネコなどのペットやマングースなどの他の（ ）から持ち込まれた動植物によって、もともとヤンバルにすんでいる生物たちが犠牲になっています。

また、沖縄の海の環境も悪くなってきています。沖縄のサンゴは絶滅に近い状態にあるといわれています。地球（ ）、オニヒトデなどの異常繁殖、山から流れてくる（ ）、海岸の埋め立て工事などが原因としてあげられています。山と（ ）はつながっているのです、別々の問題ではないのです。

現在世界中で多くの生物が絶滅しており、沖縄でも絶滅が心配されている生物が少なくありません。世界にほこれる沖縄の自然環境を守るためには、私たち一人ひとりが自然環境に関心をもつことが重要です。

語群 場所・砂漠化・温暖化・赤土・アオ・オニ・海・交通・人身

2. 海をこえて持ちこまれた動植物を3つ選び、まとめましょう。

| 生物名 | 原産地 | 分布地 | いつ頃、どんな目的で持ちこまれたか | どのような影響があるのか |
|-----|-----|-----|-------------------|--------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

3. 展示パネルを見て、生きものに関する法律・条約について、その名称を（ ）内に記入しよう。

| 法律名 | 制定日 | 目的内容 |
|--|--------------------------|--|
| 1. () 条約 (生物の多様性に関する条約 CBD) | 1993年12月 条約発効 | 生物の多様性の保全、生物の持続的な利用や生物から得られる利益の国家間での公正な配分を目的 |
| 2. () 法 (絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律) | 1993年 4月 施行 | 絶滅のおそれのある野生動物の保存を目的とする。希少動物を指定し、販売、譲渡等を原則禁止している。 |
| 3. () 法 (特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律) | 2004年 6月 制定公布 | 特定外来生物の生態系、人の生命・身体・農林水産業の被害防止や生物多様性の確保などを目的とする。特に問題のある外来種を特定外来生物に指定し、飼育・栽培・保管・運搬・輸入等を原則禁止している。 |
| 4. () 法 | 1950年 5月 3つの法律を統一して制定 | 人間と関わり合う自然を文化財の一つである天然記念物として位置づけ、保護することを目的とする。 |
| 5. () 法 (動物の愛護及び管理に関する法律) | 2000年12月 施行 | 動物の虐待を防止し、人間と動物が共に生きていける社会を目指すことを目的とする。 |
| 6. () 法 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律) | 2002年 改正 | 鳥獣の保護・繁殖、有害鳥獣駆除、危険の予防を図り、生活環境の改善や農林業の振興を目的とする。 |

4. 地球の環境、沖縄の環境を守るために自分たちが今できることを書いてみよう。(事後学習)